

1-1. 調査の内容

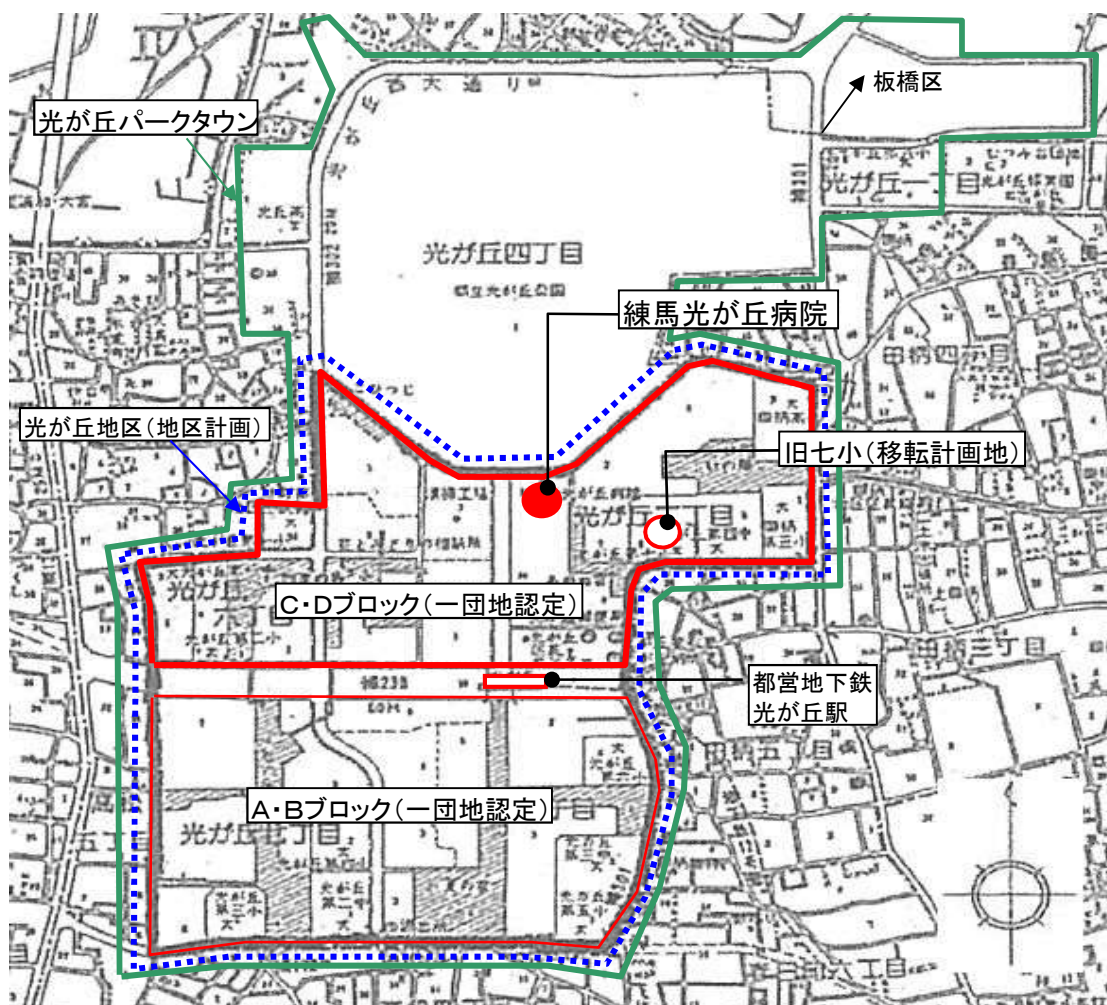
(1) 練馬光が丘病院の位置と光が丘地区の概要

練馬光が丘病院は、区東部地域の北側に位置する光が丘パークタウン光が丘地区に立地している。光が丘地区は「光が丘地区地区計画」（従前は「一団地の住宅施設」）により都市計画が定められた約98haの大規模開発団地であり、地区内の施設建築物は計画・設計段階で相互に調整されており、高密配置の建築物と緑豊かな公園緑地が調和した都市の街並みが成り立っている。各施設建築物の配置の相互調整の手法としては、地区の中央を横断する大通りを境に、南側の区域（A・Bブロック約42ha）と北側の区域（C・Dブロック約43ha）に分けて、各々の区域で建築基準法第86条による一団地認定制度[※]が用いられており、練馬光が丘病院は、北側の一団地認定区域（C・Dブロック）に属している。

※建築基準法第86条による一団地認定制度

複数の建築物が1つの敷地にあるものとみなして合理的に建築制限を適用することで、土地の有効利用を可能にする制度。

図) 練馬光が丘病院の位置と光が丘地区の概要



(3) 現病院施設の概要

名称	公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院																														
開院	H24 (2012) . 4. 1																														
病床数	342床 (一般病床)																														
診療科 診療科数28	<table border="0"> <tr> <td>総合診療科</td> <td>整形外科</td> <td>耳鼻咽喉科</td> </tr> <tr> <td>消化器内科</td> <td>乳腺外科</td> <td>頭頸部外科</td> </tr> <tr> <td>呼吸器内科</td> <td>心臓血管外科</td> <td>精神科</td> </tr> <tr> <td>循環器内科</td> <td>呼吸器外科</td> <td>リハビリテーション科</td> </tr> <tr> <td>リウマチ内科</td> <td>脳神経外科</td> <td>臨床検査科</td> </tr> <tr> <td>腎臓内科</td> <td>皮膚科</td> <td>放射線科</td> </tr> <tr> <td>糖尿病内科</td> <td>傷の治療センター</td> <td>麻酔科</td> </tr> <tr> <td>神経内科</td> <td>産婦人科</td> <td>救急科</td> </tr> <tr> <td>小児科</td> <td>眼科</td> <td>病理診断科</td> </tr> <tr> <td>外科</td> <td>泌尿器科</td> <td></td> </tr> </table>	総合診療科	整形外科	耳鼻咽喉科	消化器内科	乳腺外科	頭頸部外科	呼吸器内科	心臓血管外科	精神科	循環器内科	呼吸器外科	リハビリテーション科	リウマチ内科	脳神経外科	臨床検査科	腎臓内科	皮膚科	放射線科	糖尿病内科	傷の治療センター	麻酔科	神経内科	産婦人科	救急科	小児科	眼科	病理診断科	外科	泌尿器科	
総合診療科	整形外科	耳鼻咽喉科																													
消化器内科	乳腺外科	頭頸部外科																													
呼吸器内科	心臓血管外科	精神科																													
循環器内科	呼吸器外科	リハビリテーション科																													
リウマチ内科	脳神経外科	臨床検査科																													
腎臓内科	皮膚科	放射線科																													
糖尿病内科	傷の治療センター	麻酔科																													
神経内科	産婦人科	救急科																													
小児科	眼科	病理診断科																													
外科	泌尿器科																														
4つの重点医療等	<p>●救急医療 (告示救急病院、都指定二次救急医療機関)</p> <p>①診療体制 (休日時間外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ER (救急科) : 勤務医師2名以上 ・ 内科系・外科系・小児科・産婦人科・ICU : 当直医師1名以上、オンコール医師1名以上 ・ 放射線科技師の夜間2名体制 <p>②1日平均患者数 (H26. 4～H27. 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日時間外 : 46. 2人 (一般外来を含まない救急外来受付数) ・ 救急搬送 : 13. 9人 (当病院が受けた救急車の台数) <hr/> <p>●小児医療</p> <p>①診療体制 (H27. 1. 1時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤医師 : 9名 ・ 非常勤医師 : 9名 (常勤換算約2名) ・ 休日夜間 : 当直医師1名、オンコール医師1名 <p>②1日平均患者数 (H26. 4～H27. 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外来 : 47. 4人 ・ 入院 : 15. 1人 <hr/> <p>●周産期医療</p> <p>①診療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤医師 : 4名 ・ 非常勤医師 : 9名 (常勤換算約2名) ・ 休日夜間 : 当直医師1名、オンコール医師1名 <p>②分娩件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績 (H26. 4. 1～H27. 1. 31) : 254件 (うち練馬区在住89. 4%) H26年度見込み : 約304件 (H27. 3までの予約件数を加算) 																														

	<p>(周産期医療)</p> <p>③練馬区周産期セミオープンシステム (練馬区委託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録連携医療機関：6医療機関 <p>●災害時医療 (都指定災害拠点病院)</p> <p>①取組み等 (実績および今後の予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害医療教室の開催、多数傷病者訓練、防災訓練、NBC(原子力・生物・科学)災害訓練、練馬こぶしハーフマラソンにおける救護スタッフ派遣等 <p>○地域連携</p> <p>区民講座、地域連携会、広報活動等</p>
居住地別患者状況	<p>H26.4～H27.2における居住地別患者状況 (P1-10参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来：練馬区内が79.4%、うち18.8%が「光が丘」 入院：練馬区内が79.5%、うち12.9%が「光が丘」
利用状況	<p>H26.4～H27.2における月別、1日平均利用状況 (P1-11参照)</p>

※ 参考

練馬区地域医療計画 H25.3

練馬光が丘病院運営連絡協議会資料 H27.3(4つの重点医療)

(4) 現病院の課題

①課題

現病院の施設建物は、S61年11月に当初練馬区医師会立光が丘総合病院として開設されたものであるため、築後28年が経過している。そのため、設備インフラ等は老朽化が進んでいる。また、当時の医療法基準で造られているため、多床室の床面積については現行規定を下回り法的に既存不適格の状況となっているほか、1床あたりの床面積は約50㎡で、区内新病院（順天堂大附属練馬病院）の約76㎡と比べると約2/3と狭小であるため、療養環境や利便面での障害や、医療機器等を拡充するためのスペースとしても床面積の不足は運営に支障を来す大きな要因となっている。

これまでの建物増築によって敷地の空地も少なくなっており、外来者や見舞いのための駐車場不足等も課題となっている。

現病院施設の沿革

S47(1972).2	GH跡地利用計画大蔵原案決定 病院関連調査:GH地区における医療施設計画 日本病院建築協会
S54(1979).1	GH跡地開発に関わる都市計画決定 光が丘一団地の住宅施設
S57(1982).12	光が丘地区医療施設誘致構想決定
S59(1984).11	都市計画変更決定 光が丘一団地の住宅施設
S61(1986).11	練馬区医師会立光が丘総合病院開設 日本初のオープンシステム
H3(1991).4	経営主体交代 日本大学医学部付属 練馬光が丘病院
H24(2012).4	経営主体交代 公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院

②現地で建替えるとした場合の課題

病院建替えを現地でおこなうとした場合、次のことが考えられる。

- ・敷地面積が移転候補地よりも小さく、現況でも空地が少ないため、施設の仮移転が必要となり、仮設病院の建設や移転にかかるコストおよび期間が必要となる。
- ・敷地面積が移転予定敷地に比べると狭小であり、高さ関連各種規制を考慮すると、新病院の計画規模が十分に確保できない可能性も考えられる。
ただし、敷地の接道条件や、光が丘駅からのアクセス性、および公園に面した開放性等の立地環境での有利な面はある。
- ・敷地の北側が区域外であり、日影について一団地の建物全体で許可を受けている。そのため、既存で許可を受けている日影範囲を増大させる建物規模を計画する場合には、それが可能かどうか行政との協議が必要となる。
- ・なお、日影については同様に建替え計画が進められている清掃工場と互いに影響し合う立地にあるため、清掃一部組合との調整や情報交換が必要となる。